

# 兵庫県公報

令和6年7月5日 金曜日 第529号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県道の認定（道路保全課）	1
○ 県道の路線変更（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
○ 道路の指定（中播磨県民センター）	3
<b>公 告</b>	
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	8
○ 同 上（中播磨県民センター）	8
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示	9
○ 同 上	9

## 告 示

### 兵庫県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和6年6月21日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	大池（垂水）地区	令和6年7月5日から 同 月25日まで	丹波篠山市役所

### 兵庫県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、次の県道の路線を認定する。

その関係図面は、令和6年7月5日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
728	但馬空港インター線	但馬空港インター	
		国道312号	



**兵庫県告示第643号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
旧	但馬空港線	豊岡日高線	国道312号	
新	但馬空港線	豊岡日高線	豊岡出石インター	



**兵庫県告示第644号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
旧	豊岡インター線	豊岡市戸牧	豊岡インター	
新	豊岡出石インター線	豊岡市戸牧	豊岡出石インター	



**兵庫県告示第645号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年7月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年7月5日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西宮豊中線	西宮市神祇官町3番1から 同市神祇官町61番1まで	旧	16.0から 16.0まで	70.0	
		新	17.0から 17.0まで	70.0	



**兵庫県告示第646号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。  
令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06中播予定 0002号	6.6.24	揖保郡太子町佐用岡字五反畑975番6から同番8まで、976番4の一部、976番6、977番3の一部、977番5、989番2、990番2、991番5、991番6、991番9から同番12まで、992番11から同番15まで、976番6地先水路	16.0	64.0

**公 告**

**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 民宿よしおか  
代表者の氏名 吉岡勝彦  
住所 豊岡市気比3308番2号
- 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 民宿よしおか  
所在地 豊岡市気比3308番2号
- 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課  
縦覧期間 令和6年7月5日から同月18日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和6年7月5日から同月18日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路市花田ショッピングセンター

所在地 姫路市花田町上原田189番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	濱野敬一

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野敏哉

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	濱野敬一

4 変更年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年7月5日から4週間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ライフ尼崎大西店  
 所在地 尼崎市大西町3-31-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社ライフコーポレーション 住所 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 代表者の氏名 岩崎高治
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 株式会社ライフコーポレーション 住所 東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号 代表者の氏名 清水信次
    - イ 変更後  
 名称 株式会社ライフコーポレーション 住所 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 代表者の氏名 岩崎高治
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 株式会社ライフコーポレーション 住所 東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号 代表者の氏名 清水信次  
 株式会社キャンドウ 住所 東京都板橋区板橋三丁目9番7号 代表者の氏名 城戸博司
    - イ 変更後  
 名称 株式会社ライフコーポレーション 住所 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 代表者の氏名 岩崎高治  
 株式会社キャンドウ 住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 代表者の氏名 城戸一弥
- 4 変更年月日  
 令和5年5月27日ほか
- 5 届出年月日  
 令和6年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和6年7月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年11月5日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）  
 所在地 芦屋市海洋町4-10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地 馬場高一
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社フジ・コーポレーション 宮城県富谷市成田一丁目7番1号 遠藤文樹  
 外2者
  - (2) 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社フジ・コーポレーション 宮城県富谷市成田一丁目2番2号 遠藤文樹  
 外2者
- 4 変更年月日  
 令和5年8月17日
- 5 届出年月日  
 令和6年6月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和6年7月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年11月5日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ジュンテンドー加西店  
 所在地 加西市北条町東高室字四ツ池938番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1 飯塚 正

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前

加西市北条町東高室プロジェクト（北区画）

(2) 変更後

ジュンテンドー加西店

4 変更年月日

令和4年10月27日

5 届出年月日

令和6年6月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年7月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー加西店

所在地 加西市北条町東高室字四ツ池938番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー

島根県益田市遠田町2179番地1

飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前8時から午後9時まで

イ 変更後

午前7時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前7時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午後9時30分まで

4 変更年月日

- 令和6年6月18日
- 5 届出年月日  
令和6年6月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年7月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年11月5日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町中村字そけ谷434番53、434番91、448番3、448番4、448番20、448番3地先水路  
同 郡同 町中村字八反坪735番9、735番10、735番14、736番1、736番2、737番1、737番2、737番3、  
738番1、744番、735番14地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町北在家2242番地  
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅 力
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年11月30日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-27-2号（5稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年7月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町東保字宗田107番、108番1、108番2、108番3の一部、107番地先水路、108番2地先里道  
同 郡同 町東保字神田251番1、251番2、251番5の一部、251番6の一部、252番1から同番3まで、252  
番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東保517番地の3  
泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年6月10日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-11-2号（5太子）



教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和6年7月5日

契約担当者

兵庫県立尼崎西高等学校長 東 直也

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
県立尼崎西高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
県立尼崎西高等学校 尼崎市大島2-34-1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪市中央区備後町3-6-14
- 5 落札金額  
月額 269,500円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年5月17日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和6年7月5日

契約担当者

兵庫県立和田山高等学校長 田中盛雄

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
県立和田山高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
県立和田山高等学校 朝来市和田山町枚田岡376番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪市中央区備後町三丁目6番14号
- 5 落札金額  
月額 249,700円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年5月17日